

避難者就職応援事業実施要領

1 事業の目的

東日本大震災により県内に避難してきた方々※（以下、「被災失業者」という）を対象に、県内企業において一定期間雇用し、就業に必要な知識や技術の習得に向けた研修を行うことにより、避難者の生活の安定を図るとともに、再就職を支援する。

※対象者については別紙参照

2 事業の内容

(1) 事業実施方法

石川県から業務委託を受けた 石川県中小企業団体中央会（以下「団体」という。）と事業を実施する民間企業等（以下「企業」という。）が再委託契約を締結し実施する。
なお、委託契約締結時期は平成23年7月1日以降となる。

(2) 委託事業等の内容

① 企業による被災失業者の求人・採用、雇用管理業務

(ア) 求人等の採用業務

企業による被災失業者の求人の方法は、公共職業安定所への求人申し込みにより行うものとする。

<求人申込書記載時の留意事項>

- 1 年齢不問求人とすること
- 2 以下のような事業の趣旨を「求人にかかる特記事項」に記載すること
 - ・「緊急雇用創出事業（被災された方限定）」
 - ・東日本大震災で被災された方を対象に、職場実習などによる人材育成を行い、被災地や県内での再就職を支援します。

(イ) 雇用管理業務

企業は新規に雇用した被災失業者（以下、「新規雇用者」という）の雇用期間中に発生する当該新規雇用者に対する賃金や旅費の支払い、各種社会保険事務、年休・労働災害等への対応、及び退職時の各種手続き等の労務管理業務全般を適切に遂行すること。

② 就業に必要な知識・技能を習得するための研修業務

企業による新規雇用者の研修業務は、OFF-JT（講義等）、OJT（職場実習等）を適切に組み合わせ、就業に必要な知識・技能が得られる内容とすること。なお、研修業務は全てを企業自らで実施する必要はなく、必要に応じ、業界団体や外部研修機関等が実施する研修の活用も可能であること。

3 委託費用（平成23年度）

新規雇用者一人あたり、2,775千円(税抜、以下同じ。但し、委託する際には消費税分を加味する。)を上限とし、その内訳は次のとおりとする。

(※平成24年度は新規雇用者一人あたり925千円を上限とする予定)

(1) 人件費

- ・1,875千円を上限とする。(平成24年度は625千円を上限とする予定)
- ・給与体系等は企業の給与規程によるものとし、各種諸手当、社会保険料事業主負担分などを含む。

(2) 研修に係る費用

- ・900千円を上限とする。(平成24年度は300千円を上限とする予定)
- ・外部研修機関への入学金、受講料、教材費、交通費、外部講師謝金、新規雇用者の指導を行う社員等の人件費、新規雇用者がOJTで使用する資材・ユニフォーム代等

4 委託契約期間

平成23年度：平成23年7月1日以降～平成24年3月31日

(※平成24年度：平成24年4月1日～平成24年6月30日の予定)

但し、本委託事業で研修した新規雇用者を、委託期間終了後、企業が引き続き社員として雇い入れることは妨げない。

5 新規雇用者数

10人（石川県中小企業団体中央会が委託する企業が雇用する新規雇用者の合計）

6 再委託先企業の選定

(1) 資格

石川県内に事業所を有する企業であって、委託事業を的確に実施できると認められるもの

(2) 申請書類

再委託先企業の選定にあたっては、以下の①から⑤の資料を2部提出することを求めることとする。

- ① 避難者就職応援事業応募申請書（別紙様式1）
- ② 企業概要書（別紙様式2）
- ③ 避難者就職応援事業研修計画書（別紙様式3）
- ④ 経費見積書（平成23年度）（別紙様式4）
- ⑤ 経費見積書（平成24年度）（別記様式5）

(3) 再委託先企業の決定

団体は、事業趣旨（就業に必要な知識・技能の習得等）に照らして、(2)の申請書類を審査し、再委託企業を決定する。

【申請書提出先】

〒920-8203

金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館5階

石川県中小企業団体中央会

【申請方法】

郵送又は持参

7 選定後の手続き

(1) 委託契約

- ① 選定結果内示後、速やかに団体と再委託先企業との間で委託契約を締結すること。
- ② 別途、研修計画書を提出すること。

(2) 被災失業者の求人・採用

- ① 新規雇用者の雇用手続きは、選定結果内示後、速やかに行うこと。
- ② 募集にあたっては、公共職業安定所への求人申し込みにより、行うものとする。
- ③ 公共職業安定所に求人する際は、「雇用創出事業にかかる求人」であることを申し出ること。(事業名：緊急雇用創出事業臨時特例基金 被災者就職応援事業)

(3) 委託事業の実施状況把握

委託事業が適正に執行されているか確認するため、団体は事業の実施状況を随時把握するので、企業は協力すること。

(4) 委託事業完了報告書の提出

企業は、委託期間中の事業実施内容について記載した委託事業完了報告書の提出が必要となる。

(5) 委託料の支払

委託事業完了報告書及び委託料精算払請求書を受理した後、委託料を支払う。

なお、企業が希望する場合には、委託事業の実績に応じ、3ヵ月毎に委託料の前金払を受けることも可能である。

(6) その他の留意点

- ① 委託事業完了にあたり、事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合については、委託料を減額される場合がある。
- ② 企業は委託事業に係る証拠書類を整理し、委託事業終了後5年間保存しなければならない。
- ③ 委託事業終了後、会計検査院の实地検査が行われる場合がある。

8 問い合わせ先

石川県中小企業団体中央会 担当：組織振興課

TEL 076-267-7711

FAX 076-267-7720

避難者就職応援事業新規雇用対象者

ア～ウのいずれかに該当する求職者が対象となります。

- ア. 東北地方太平洋沖地震（東京都を除く）及び長野県北部の地震による災害救助法適用市町村に所在する事業所に雇用（自営業者、家族従事者、農林漁業に従事していた就業者の方も含む）されていた
- イ. 当該地域に居住していた
- ウ. 当該地域に所在する事業所に内定を受けていた平成23年3月の新卒者の方で、その後「震災」により採用内定を取り消され、「震災」により求職活動が困難となり安定した職業に就いていない

（参考）災害救助法の適用市町村一覧（平成23年5月31日現在）

（厚生労働省 HP：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014j2y.html> より）

◎ 東北地方太平洋沖地震による災害救助法の適用市町村

都道府県名	適用市町村名
岩手県	全34市町村
宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町（2市町）
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町（37市町村）
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町（15市町）
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市（8市区町）

◎ 長野県北部の地震による災害救助法の適用市町村

都道府県名	適用市町村名
長野県	下水内郡栄村（1村）
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町（3市町）